

令和6年能登半島地震にかかる消防個人年金事務の特別取扱について

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
 1日も早く復旧されますよう心からお祈り申し上げます。
 消防個人年金の事務取扱につきまして、下記のとおりとさせていただきます。

記

1 特別取扱の適用範囲

この特別取扱は、令和6年能登半島地震による災害により災害救助法が適用された地域の加入者又は年金受給者・繰延者から特別取扱に関するお申し出があった場合に適用します。なお、石川県は全県を適用範囲といたします。

2 特別取扱内容

(1) 給付金請求書類提出時の特別取扱

このお取扱いの適用を希望される場合は、給付金請求書ご提出の際に、特別取扱希望である旨を給付金請求書余白に赤字でご記入願います。

(2) 脱退一時金請求時

手続書類・事項	取 扱 要 領
ア. 給付金請求書	<p>●ご提出いただきます。</p> <p>押印については以下の取扱とします。</p> <p>加入者の押印ができない場合、<u>本人確認書類として運転免許証・個人番号カード（表面）・健康保険証等のコピーが添付された場合に省略可能とします。</u></p>
イ. 印鑑証明書	<p>●印鑑証明書に代えて以下の書類にて取扱します。</p> <p><u>本人確認書類として運転免許証・個人番号カード（表面）・健康保険等のコピー。</u></p> <p>⇒ご提出が困難な場合は、<u>日本消防協会年金共済部</u> <u>(TEL0120-658-494 平日 9時～17時) へご連絡ください。</u></p>

(3) 遺族一時金請求書

手続書類・事項	取 扱 要 領
ア. 給付金請求書	<p>●ご提出いただきます。</p> <p>押印については、以下の取扱といたします。</p> <p>受取人印の押印ができない場合、<u>本人確認書類として運転免許証・個人番号カード（表面）・健康保険証等のコピーが添付された場合に省略可能といたします。</u></p>

イ. 受取人の戸籍謄本	<p>●ご提出いただきます。</p> <p>⇒<u>ご提出が困難な場合は、日本消防協会年金共済部</u> <u>(TEL0120-658-494 平日 9時～17時) へご連絡ください。</u></p>
ウ. 加入者の除籍抄(謄)本 (または死亡事実記載の住民票)	<p>●除籍抄本に代えて以下の書類にて取扱いたします。</p> <p>①<u>該当加入者様を特定し死亡事実を確認できる報道記事等</u> ②<u>埋葬許可証・火葬許可証</u></p>
エ. 受取人の印鑑証明書	<p>●印鑑証明書に代えて以下の書類にて取扱いたします。</p> <p><u>本人確認書類として運転免許証・個人番号カード(表面)</u> <u>・健康保険証等のコピー。</u></p> <p>⇒<u>ご提出が困難な場合は、日本消防協会年金共済部</u> <u>(TEL0120-658-494 平日 9時～17時) へご連絡ください。</u></p>

※年金受給者・繰延者のお取扱いについても上記に準じます。

⇒第一生命ドリーム年金室 (TEL 0120-110-090 平日 9時～17時) へご連絡下さい。

(4) 一部払出制度について

①自由選択コースについて

通常は7月、1月の年2回のみのお取扱いとしておりますが、引き出し時期・引き出し回数の制約を一時的に撤廃し、毎月引き出し可能といたします。なお、本取扱いは令和6年6月までを目処といたします。

⇒日本消防協会 年金共済部 (TEL 0120-658-494 平日 9時～17時) 宛にご連絡ください。

②税制適格コースについて

税法の要件として一部払出制度を適用することができません。

(5) 掛金のお払い込みが困難な場合

掛金のお払い込みが困難な場合につきましては、掛金のお払い込みを猶予いたします。

期間(お払込猶予期間)をご契約の払方に応じて、最長6ヶ月(令和6年6月26日口座引去り日)まで延長いたします。

⇒日本消防協会 年金共済部 (TEL 0120-658-494 平日 9時～17時) 宛にご連絡ください。

<災害救助法の適用状況>

災害救助法の適用地域の詳細につきましては内閣府のホームページをご確認ください。

内閣府HP「災害救助法の適用状況」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

[問い合わせ先]

公益財団法人日本消防協会 年金共済部 藤中、田中、小野

TEL : 0120-658-494 (平日 9時～17時)

E-mail : nenkin@nissho.or.jp